

## 選挙に関連する定款・細則一部抜粋

-----以下、定款より-----

### (役員)

第 12 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 15 名以内
- (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち 1 名を副理事長とする。
- 4 理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。
- 5 副理事長をもって法人法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第 13 条 理事及び監事は、別に定めるところにより社員総会において評議員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、兼務することができない。

### (役員任期)

第 16 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前 2 項の規定にかかわらず、前任者の任期が満了する時までとする。
- 4 役員任期は、連続して 8 年を超えることはできない。ただし、8 年目については当該事業年度における定時社員総会の終結の時までとする。
- 5 理事長及び副理事長の任期は連続して 2 期を超えることはできない。

### (社員)

第 17 条 本会に評議員を置く。

- 2 評議員をもって、法人法上の社員とする。
- 3 評議員は、正会員の 10%相当数を上限として社員総会において選任された者とする。
- 4 評議員の任期は、選任後 6 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし再任を妨げない。ただし、最終任期は 65 歳を迎える事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。尚、当該評議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、役員に対する責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該提起が終結するまでの間、当該評議員は社員たる地位を失わないものとする。その際、当該評議員は、社員総会において役員選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。
- 5 評議員を推薦するために必要な規定については、別に定める。

-----以下、細則より-----

(役員候補者の選出)

第 13 条 本会の役員は本会の定款に定められたことのほかは、この規定によって選出する。

2 役員は、本細則に別段の定めがある場合のほか、評議員間の選挙により選出された理事候補者（以下、「選挙理事候補者」という）及び監事候補者（以下、選挙理事候補者と監事候補者を総称して「役員候補者」という）と、理事長の指名による理事（以下、「指名理事候補者」という）の中から、定時社員総会の承認を以て選任される。

3 定款第 16 条第 4 項に定めるところの連続して就任できる役員の任期は、理事、監事それぞれ別々の通算とする。

4 定款に定める理事数のうち、選挙理事候補者及び指名理事候補者の人数は理事会が決定する。

5 役員候補者の選挙に関しては以下に定める。

(1) 選挙理事候補者及び監事候補者は、評議員の中から評議員の無記名投票により選出する。

(2) 選挙理事候補者の被選挙者は立候補によるものとし、評議員に対して所信表明を行う。

(3) 監事候補者の被選挙者は、自薦若しくは評議員の推薦による。

(4) 選挙理事候補者及び監事候補者は、得票数の多い順に定数までが選出される。

(5) 投票で同得票数の場合は、年齢が高い者が選出される。

(6) 選挙理事候補者は、就任時に 63 歳以下の者とする。

(7) 監事候補者は、就任時に 61 歳以下の者とする。

(8) 選挙理事候補者と監事候補者とは同時に被選挙者となることはできない。

6 選挙理事候補者及び監事候補者の選挙終了後、選出された選挙理事候補者及び監事候補者からなる役員候補者会を開催し、選挙理事候補者の互選により理事長候補者を選出する。

7 理事長候補者は、副理事長候補者及び評議員の中で就任時に 63 歳以下の者から選挙理事の半数を超えない範囲で指名理事候補者を選出する。

8 役員候補者及び指名理事候補者は、社員総会で承認を受け、就任を承諾した後に役員就任となる。

9 社員総会后最初に開催される理事会において、理事長及び副理事長を選定する。

(理事候補者の特則)

第 15 条 選挙理事候補者から理事に就任した者が任期満了した場合は、理事候補者選挙を経ずして次期の候補者となることができる。ただし、任期満了時点の年齢が 63 歳以下の者とし、その権利は 1 回のみとする。

2 指名理事候補者から理事に就任した者は、その者を指名した理事長が職を失した時点で辞任届を提出する。

(選挙管理委員会)

第 16 条 理事会は、評議員の中から、選挙管理委員若干名を任命し、選挙管理委員会を組織する。

2 委員会には委員長を置く。委員長は委員の互選により選任される。

3 選挙管理委員会は、理事及び監事の選挙に関する業務を行う。

4 選挙管理委員会は、選挙に関する疑義を適正に処理する。

5 選挙管理委員は、役員（選挙理事、監事）の被選挙権及び選挙権は有しない。

6 選挙に関する日程、投票の方法は、選挙管理委員会で決定し投票日の 1 ヶ月前までに評議員に公示する。

7 選挙管理委員会運用における細則については別に定める。